

日本労働年鑑 第25集 1953年版

The Labour Year Book of Japan 1953

第二部 労働運動

第五編 労農政党

第一章 社会党

第二節 左右の「講和」論争

社会党の講和問題に関する左右の対立は昨年朝鮮戦争開始と共に、それへの協力の濃淡の差によってより明確な線を現して来た。一月の大会では、平和三原則の事実上の修正をねらって出された右派の「外交方針テーゼ」を否決し、「あくまで三原則を死守する」と誓って、労農大衆の要望に応え、表面的には左派の指導権が確立し、その統一的な前進が期待されたが、それは、三原則に結集する広範な大衆のバックによってであった。そして、役員選出に於て左派の妥協によって事なきを得ると共に、当時の共産党の非合法化を企図する反動の嵐の中にあつて、社会党の右派グループは、より力を得、追放解除組の入党と相まって地盤固めを進めて行ったのである。大会後、昨秋解除されて入党した三輪寿壮氏(旧日労系)は「鈴木委員長に望む」と題し、「平和三原則にしても国際情勢の推移に即応して発展的に展開されることが期待される……」とのべ、その後で、浅沼書記長という世話役がおり、徳の人片山、下条、水谷がついていることだし、新執行部の一致した協力があれば進路をあやまるという心配はない、とその自信のほどをひれきしている(毎日、一・二二)。

三原則に対する右派の攻勢は、ダレス来日を期に一段とつよめられ表面化した。「米国の対日講和の構想はさながら右派の見解を裏書き」するものであると「自信」を得、「総評大会への影響をねらって」(毎日、三・二二)、「政経研究会」のグループはダレスへの第二次要望書を書きあげた。

三月八日の社会党の議員総会では曾彌氏は、七日の鈴木委員長の記者会見談話

一、講和後、非武装では「真空地帯」になり侵略されるのではないかとの意見があるが私はそうは思わない。太平洋同盟よりも日ソ、中、濠等アジア関係諸国との間に個別的、または集团的に不可侵条約を結んではと考える。

二、三原則、再軍備反対の堅持。

をとり上げ、

- 一、不可侵協定が片務的なものとするれば永世中立論となり現下の情勢ではできない。
- 一、双務的なものとするれば軍備を前提とすると考えられ、党の方針と違う。
- 一、不可侵協定を結んでも、日ソ中立条約のように安全保障にはならない。

と反ばくした。このことは三月一〇日から開かれた総評大会にもあらわれ、菊川忠雄の右派、細谷松太の左派、高野実氏の間派と互に争った。

地方選挙が近づくと共に、党内の混乱を收拾する必要に迫られた社会党は、統制をひきしめると共に、三月一九日の中執委では、第二次意見書、その他について申合せを行い(前項参照)、さらに三月二八日の外交小委員会に於ては、左右の見解一致として

一、共産党に対する闘争は民主的労働組合の結集により対内的自衛の基礎条件を確立する。対外的にはあくまで国連の安全保障を求め特定国の日本駐兵に反対する。

一、三原則の内容を含まぬ講和にはあくまで反対する。

を公表した(毎日、三・二九)。すなわち「争いは選挙後に」といった一時的な日和見の態勢で選挙に乗りこもうとしたのであるが、右派は必ずしも問題をふせようとはしなかった。三月三〇日の中執委に、右派の中村高一、熊本虎三氏らの東京都連有志の名で、全面講和を躊躇もしくはサボっている関係国に、その意志の表明を求める処置をとること、安全保障について党の態度を具体的に明確にすること等についての要請書をもちこむといった態度も見られ、選挙運動を通じて「平和の一票は社会党へ」のスローガンに色々と混乱を与え、三原則骨抜き足場をきずいた。これに対する左派の態度は、三原則の線にのっとり大衆の声を気にしつつ、柔軟な妥協をつずけて来た。選挙後は当然左右の対立を激化させた。「思想的統一の為に」(情報通信別冊)で右派の人々はこの間の事情を次のようにのべている。

二月の党大会の「三原則死守」の決定にしばられた党の選挙対策は、何ら新事態に対する方針を打出し得ず、さりとして地方行政に関する明確なる方針もなく、ただ「三原則死守」の旗の下に苦しい選挙を闘ったのである。党員の大多数が自己の意志に非ざる方針を、一部極左分子の策謀のもとに大会に於て決定せしめられその足かせは、選挙に至って党員自身の行動をかくも束縛するとは、何たる皮肉であろうか。大会を利用した全体主義の圧力の下に、個人の意志は見事に蹂躪される結果となった。かくて選挙は破れ「三原則」への批判は、漸く党の内外に高まって来た。我々はこの反省と現実の上に立ち、一日も早く党勢を挽回すべく中執委、外交委を開いて新方針の具体化を促進したが、意外、中執委に於て一部左派役員は、選挙の敗北を率直に認めずしてその責を我々に転化せんとする言動に出た。……彼等は一部労働組合の幹部を煽動し、彼等の好む所の大会戦術をもって強引に各労組に「三原則死守」の決議をなさしめ、もって自己の主張の大衆的合理化を計らんとした。この為各労組は再び「三原則」をめぐる分裂機運をかもし、国鉄の如きは遂にまた文字通り分裂の状態に追い込まれた。……ここに我々の主張せる中央委員会を招集し……以て党員諸氏の冷静なる批判をおおぐことになった……

すなわち五月七日中執委を開いて選挙闘争の検討を行った際、右派からは、平和三原則について、現実的な政策として具体化していなかったことをつき、左派と論議を交した。「選挙の失敗」を三原則にあるとしてその転換を迫る右派に対して、左派は「三原則の徹底したところは勝った」としてゆずらなかつた。九日の外交委員会では、さらに中間派と称せられる人人が「三原則のワクにとらわれず自由に議論する」ことを提唱するにいたり、最早党幹部間では、大会決定すらホゴの如く扱われる「民主的態度」すら生れたのである。五月二日には、海員組合を背景にもつ同党参議員小泉秀吉氏より「講和三原則は、非現実的となったから、外交方針を変えるべきだ」との意見書が出された。また中間派とよばれる松沢兼人、佐竹新市、岡良一、大矢省一氏らは三〇日に懇談、中央委員会対策として「現情勢下では独立回復のため、多数講和やむなし」の態度をきめた。なお中央委員会は二一日の中執委で、一五日から二〇日の間に行うことが決定された。こうした右派の三原則修正へのうごきと国鉄労組中闘委の三原則棚上げという事態に各労組の大会シーズンをひかえて左派の稲村順造、佐々木更三、江田三郎氏らが三一日に会合をもって組合対策を協議、基本線をうち出すことを確認した。

各派入りみだれてのこうした動きのままでは勢い中央委での混乱はまぬかれず、そして着々講和条約が準備されつつある情勢の下では、それは許されることではなかつた。六月二日、鈴木委員長、浅沼書記長、水谷政策審議会議長、三宅国会対策委員長、和田外交委員長、野溝組織局長、加藤(勤)地方行政委員長、それに松岡顧問の八氏による首脳会議を開き「あくまで党一本で講和問題に対処する」ことにまとめ、次の点で意見の一致を見た(朝日、六・三)。

(1)全面講和などの講和三原則は変える必要はない、(2)しかし安全保障、自衛、経済自立など国民の知りたがっている事柄については早急に具体的な態度を決めるように努める。(3)講和の時期や米英間の調整などの情勢分析については極力意見の統一をはかる。(4)対日講和については、内外の情勢はまだ熟していないのだから中央委員会では、最後の結論を出す必要がない。

明くれば三日、委員長以下全党幹部が出席して外交委員会を開催六時間にわたって講和に対す

る態度について討論、次のような一致の下で、さらに世界政策、安全保障、経済自立、自衛権について掘り下げて検討するため小委員会(和田、加藤(勘)、三宅、勝間田、曾彌、西村諸氏で構成)をもうけることになった。

- 一、ダレス氏の講和条約草案についてはイエスかノーかの結論を中央委員会に出すべきでない。
- 一、講和三原則および外交方針は正しかったし変更の要はごうもない。
- 一、ただそれと現実に進みつつある情勢とのギャップを如何に埋めていくかを研究すべきである。

こうして各派の主張を徐々にしぼりながら六月九日に外交小委員会をもった。この小委員会には、勝間田案、西村案の左右両案が提示されたほか、松沢案(衆院中間派)、十一日会案(田中一氏の参院中間派グループ)、野溝案などの代表的私案が出され、論議した結果、相違点が明らかとなり、とくに右左両案については全く解決が困難視されたので、結末のつけ方や中央委員会へのもち込み方等について鈴木委員長、和田外交委員長、加藤勘十の三氏の協議によることにした。条案の要点を示せば次のようなものである。A案は勝間田案、B案は西村案、C案は松沢案である。

一、わが党の世界政策

(A案)社会民主主義を奉ずるわが党は平和憲法を守り、民族の独立と経済自立を通じて世界平和の確立とアジア解放並に復興に貢献せんとする念願から、講和三原則、平和五原則を掲げて果敢に闘って来た。この平和綱領は国民の基本的願望を集約したものであるのみならず、国際情勢の緊迫した今日において最も高く評価されねばならない。又我党は、国内にのみとどまらず広く世界やアジアの民主的平和諸勢力と提携すると共に、進んで国際連合やコミスコに参加或は支持して世界平和と民主主義の確立に協力しなければならない。

(B案)社会民主主義を奉ずる我党は民族の独立と経済の自立を達成し、日本の安全保障を確保し世界平和を確立せんことを念願する。従ってわが党は国際協力によって恒久平和を確立する精神に従い世界の進歩的平和的諸勢力、すなわち国際連合と国際自由労連を支持し、コミスコに参加し、自由世界と民主陣営に参加し以って世界平和と民主主義の確立に協力せんとしている。

(C案)社会民主主義を奉ずる我党は民族の独立と経済の自立を通じ世界平和の確立を念願する講和三原則、平和五原則を掲げて闘って来た。この平和綱領は国民の基本的願望を集約したもので最も高く評価されねばならない。この願望を実現するため今日の国際情勢に鑑み……(以下B案と同じ)。

二、講和に対する態度

次の諸条件の充されることを強く要請する。

- (1)(A)あくまでも対等で日本の自由意思に基いたものでなくてはならぬ。(B、C同じ)
- (2)(A)政治、外交、貿易、安全保障、領土等に関する完全なる主権回復、内政不干渉の原則確立。(B、Cとも同じ)
- (3)(A)連合国凡てに対して平和と友好を回復するものでなくてはならぬ。(B、Cなし)
- (4)(A)日本を戦略基地として利用せんとする如何なる国家の意図をも排除。(B、Cなし)
- (5)(A)琉球、小笠原、南樺太、千島の領土権の確認、同時にヤルタ協定に拘束されない。(B、Cとも同じ)
- (6)(A)賠償の絶対打切、救済、援助の債務免除。(B、Cとも同じ)
- (7)(A)平和産業に対する一切の制限撤廃(Cは同じ、Bはこれに「世界経済への自由参加」が入る)

右の条件が充されて、

- (A)「講和が実現すること」を希望。「不幸にも同時的な全面講和が達成出来ない場合

が生ずれば「現段階では日本を戦争に捲きこむ危険が多分にある」。従って「あくまでも全面講和の立場に立って努力することは我党の重大な任務である」。

(B)戦争状態の終結はすべての連合国間に行われることを希望。しかし講和方式の米ソの対立のうち、「我々としては願わくばソ連が」折れて速かに参加を切望する。不幸ソ連の参加を見ない場合でも以上の条件が充たされるなら、「可能な限り多数国家と講和を締結」すべきで、「独立達成への好機を逸すべきでない」(C同じ)

三、安全保障

(A)(1)わが国の安全保障は中立不可侵に求める。従って「日本を対象とした中ソ友好同盟条約の破棄を期待する」。(2)「間接侵略」に対しては自らの責任で施策。(3)世界的平和機構としての国連による「普遍的集団安全保障を期待」。(4)「独立日本には当然自衛権がある。この手段、方法は「全面講和達成後、平和憲法の精神に則り」日本人の自由意志による。

(B)(1)独立日本には当然に自衛権がある(Cも同じ)。これは直接外国からの武力攻撃に対する本土防衛に限られる。われわれ日本人の手によって防衛態勢を確立する。(2)講和後の「真空状態」に対しては国連憲章にもとづく地域的集団安全保障を求めるが、わが国の実情より武力提供の義務は免除されるべきであり暫定的なものでなくてはならぬ。

(C)(2)、Bの(2)の「暫定的なもの」がなく、あとは同じ。

四、アジアの経済的自立と社会主義勢力の結合(A、B、Cとも同じ)

中国貿易について努力する。東南アジア開発を我が国工業力と結び共産主義防衛の実を示す、アジアの社会民主主義勢力との結合強化。

講和問題に関する私考(野溝勝)

一、戦争防止と平和を希求する我党の平和三原則は正しい。

二、我党の外交方針は憲法を骨格として打出すこと。

三、我党は社会主義政党である立前を堅持し国際的にはあくまでコミスコ陣営の線に添うべきである。

四、自衛権は当然存在するも、保守政権下においては帝国主義の復活に利用される点を強調、殊に大量の追放解除を契機とし、反動化の高潮期に備えるため、あくまでも平和国家、民主国家確立を前提とする自衛権であること。

五、講和の早期を望むも完全の最大限を確保するため努力すること。かかる観点から多数講和を指呼すべきでない。

六、安全保障は附属協定なるも国連の議決を最上とする。その間の空白を理由に集団保障を云々するは早計にしてコミスコ会議後に検討結論を出すこと。

七、我党は共産党の講和方針とは一線をひくといっているのみでソヴェトに対しては遠慮している傾向にある。民族の生命維持すら困難なる被圧迫国家であり弱小国家の日本は講和会議前の圧迫条約一切反対を打出し、領土(琉球、小笠原、千島、南樺太)の還付、賠償の打切り、在外資産の返還等の要請をなすべきである。

十一日会案

一、日本のおかれている現在の立場と我党の任務

現在日本のおかれている立場は、日本民族の理想と諸要求とをかがけて、アメリカ及関係諸国並全世界の善意に向って訴うるべき最終の段階であると認める。この際わが党が単に平和及講和に対する諸原則をスローガンとしてかかげるに止る場合は国民の理解とその支持を得て国民外交の実をあげることは不可能である。よって我党は党の基本的主張たる平和三原則、講和五原則を具体化しこれをアメリカの講和条約草案との関連において国民の前に提示しなければならない。

尚講和条約の批准国会における我党のとるべき最終意志は講和条約の全文(防衛協定、経済協定等を含めて)が正式に提示され明確となった場合はじめて客観的、主観的諸条件を綜合一体の角度より考慮して決定するものとし、今日軽々しく態度を決定する事は党の将来を誤るものとして厳に慎しまねばならぬ。

要するに我等は今講和が関係諸国の理解によりあくまで対等自由の原理の上に立ち、平和的、人道主義的見地をもって締結されることを期待しこの際日本民族の意志を結集して条約の案文に我々の諸要求がもらるべく強く全世界の与論に訴えねばならない。

一、講和に対し主張すべき事項

1、完全なる主権の回復

独立国家が当然保有する諸権利(外交、通商、貿易、文化及内政全般)は講和会議を契機として完全に確保されねばならぬ

2、領土の問題

日本の領土は一九四一年に発せられた太平洋憲章第一項、第二項の精神に則り確保されねばならぬ。

即ち具体的にはソ連の覚書に示されたる琉球西ノ島を含む小笠原諸島、沖ノ島、鳥島及南鳥島並にヤルタ協定に拘束されることなく南樺太、千島はその歴史的事実に基いて当然日本の領土たることを日本民族の締結せる意志として主張する。

3、賠償の打切救済並に援助の債務免除

4、経済自立の問題

講和条約を完全に履行する為には日本経済を自立せしめ民生の安定を期さねばならぬ。この観点に立って日本人の自主的意志によって日米経済協力も中共貿易も東南アジア開発への協力も行われねばならない。

5、講和方式の問題

戦争状態の終結は極東委員会加盟一三カ国において全面的になされることを希望する。

不幸にしてこれが不可能なる場合においても条約の内容が全面講和への道をとざすものであってはならないことを確認する。

6、安全保障の問題

イ、自衛権

自衛権は当然存在するもこれが具体的な措置は講和後日本憲法に則り国民の自由なる意志によって決定する。

ロ、軍事基地

如何なる国に対しても日本国土を戦略基地としてこれを提供してはならない。但し平和

維持の為に必要と認められる場合に限り国連軍に対し一定の期間と場所を限って基地を提供し駐兵を認める。

一応、中央委員会についての話し合いがついたとはいえ、右派はなお強硬であった。松岡駒吉、田原春次、加藤鏖造、西村栄一、曾彌益、菊川忠雄氏らの右派の人々は一五日会合をもち、党首脳部が中央委では講和に対する最終的態度を決めないとの話をしたのは越権行為であり、あくまで左派と対決しようとの方針で臨むことになり、中央委ではっきりすべき点として、(1)コミンフォルムに対決して明確に「自由世界」にあることを確認するか否か、(2)講和は内容が主で形式は従であり、内容に満足すべきものがあるなら不参加国があっても将来の参加を期して、まづ独立を図るべきか否か、(3)独立国の自衛の原則と国連憲章にもとづく集団保障を必要と認めるか否か、を一六日の中執委に申入れた(朝日、六・一六)。

一六日の中執委は、一八、一九日の中央委員会をひかえて、提出議題を中心にすすめられたのであるが、「当面の外交問題」を議題としたとき、最終的態度を決めるかどうかで六時間もめぬき、結論を得ず一七日の中執委に持越した。左派の線は「講和の情勢がはっきりしないので現在は三原則を修正する必要はない」というもので、下部大衆の決意と右派グループの板ばさみになっての苦しい言いのがれとも見られた。とにかく三原則は社会党の幹部にとって気乗りのしない表看板にすぎなくなり、右派はこれを邪魔物と見、左派には恰好のかくれみのとなった。したがって、露骨に出る右派の態度に左派は頭を悩まし、当面する中央委員会をうまく切抜けねばならなかった。ひきつずいて開かれた一七日の中執委では、講和問題の取扱いについては、鈴木、浅沼、和田、加藤(勘)の四氏一任ときまり、この四者会談で円満な運営をはかることになった。この間左派は右派の陰然たる重鎮三輪寿壮氏をくどき、三輪、鈴木の会談を行って、三輪氏を通じ旧日労連系の浅沼、三宅氏らの中間派に工作をつづけていたといわれる。また四者会談の折鈴木委員長は「コムスコに行って、多くの西欧社会民主主義と会い、見聞を広め、その結果、再び三原則を検討したい」と語ったといわれ(労農新聞、六・三〇)、右派を鎮めるに役立った。こうした下準備のもとに中央委員会は開かれた。

第一回中央委員会 第一日の一八日は、鈴木委員長から「戦争の危機が増大し明るい面は閉ざれつつあり、戦争防止がわれわれの当面の最大任務である、資本主義打倒の強い旗印しと共にファシズムと共産主義との闘争をより積極的に行わねばならない」(社会新聞六・二〇)とあいさつがあり、議長に鈴木委員長、加藤勘十氏を推し浅沼書記長の一般報告、統制委員長報告、会計報告があり、つづいてリッジウェイ声明による政令改廃対策、経済自立、生活防衛のための総合経済対策、電気料値上対策を決め、質疑応答があった。一九日は和田外交委員長の報告、質疑に入って左右の論争が展開、結局最後に佐々木更三氏より「報告の承認に当っては同意する」、「承認に当り本部並に執行部に対し次のことを要望として附帯する」として「外交委員会を含む執行部は速かに意見の統一をはかり適当な方法によってこれを報告せられたい」との動議を出し、この条件附で「万場一致」報告を承認した。なお議案として、米麦価対策、農業委選挙対策、組織方針、労働対策、平和運動展開(別項)、コムスコ大会提案、遺家族、傷痍軍人並びに留守家族に対する援護単独立法推進に関する動議、を可決し、終了した。

この中央委員会は「泰山鳴動して鼠一匹」(新産別、六・三〇)といわれたように、予定通りのコースを終り、左派は一まず安堵の中にコムスコ大会へ旅立った。

この中央委の前日、青年部は全国執行委員会拡大会議をもち、(1)悪質な大会方針違反者は断固除名すべきだ、(2)中央委は四原則を取下げるとか修正するとかの権利はなく、いかにして全国民の運動にするかを討議すべきだ、という趣旨の態度をきめたが、この中央委員会は結果として右派の

進出に大きな足場を与えてしまった。多数講和論も「意見の統一のために」大いに論じ立てることが出来るようになった。それと共に左派の三原則論も口先だけの問題に終わっているのではないかと危惧された。質疑応答の中から二、三の問題を掲げる。

春日一幸……全面講和が出来ないときその後の国内処理をどうするのか、輸送を拒否するのか、政治、経済闘争をどうするのか、又基地提供に反対しているがこれについてはどんな規模と構想によるのか。

鈴木委員長……最低一万二千元が妥当だとしてストをしているとき、それはむりだ、通らないからといって、一万円でもよい八千円でもよいということをいわれたら闘争がしにくい……自ら進んで全面講和の方針を捨てたり修正したりすべきでない。色々の場合の私一個の態度はきまっているが、私として委員長の立場から大会の決定を実行して行きたい。

井上良二……(講和)内容が原則に反した場合これを拒否するのか。

勝間田清一……中ソ両国が入らないときどうするのかという点と反対するより外はない。

浅沼……全面講和が出来ない時に講和そのものに反対するかについては検討しています。

井上……反対しても多数講和が出来た時は、

浅沼……執行委で統一したら明らかに出来るが、不一致な点は留保している。それ以上追求すれば紛糾するだけだ。

なお、講和問題における意見の一致点は次の通り。

一、アジアの経済自立と社会主義勢力の結合

(イ)日本の経済自立は社会主義計画経済による福祉国家確立を目標とする。

(ロ)アジアの経済的提携の必要、とくに中共貿易回復への努力。

(ハ)東南アジア諸地域の資源と日本の潜在工業力との民主的結合によるアジア人民の生活安定。

(ニ)以上の目的実現のためアジアにおける社会民主主義勢力との結合強化。

二、講和条約内容の具備すべき条件

(イ)講和はあくまで対策であり、日本の自由な意思に基いたものであること。

(ロ)政治、外交、貿易、安全保障及び領土等に関し完全な主権の回復、内政不干渉の原則確立。

(ハ)琉球、小笠原諸島並びに南樺太、千島については日本の領土権が確認され、ヤルタ協定に日本は拘束されない。

(ニ)経済的自立のための賠償の打切り、経済援助の債権免除。

(ホ)日本の平和産業に対する一切の制限撤廃と世界経済への自由な参加。

(ヘ)連合全てに対し平和と友好を回復するものであること。

(ト)共産党と対決する具体的政策をもつこと。

日本労働年鑑 第25集 1953年版

発行 1952年11月15日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2000年8月10日公開開始

